

2023年11月6日

東大和市監査委員殿

東大和市職員措置請求書

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

1 請求の要旨

2023年10月6日、和地仁美東大和市長（担当課：教育部中央公民館）が弁護士橋本勇に対して支払った報酬金1,069,200円は異常ともいえる高額であり、その他の弁護士報酬も過大であり、不当な支出にあたる。

本件は、東大和市を被告とした損害賠償請求訴訟（東京地方裁判所立川支部「令和3年（ワ）第3483号」）に係る同訴訟（東京高等裁判所令和5年（ネ）第720号）の報酬金として、橋本弁護士から2023年9月26日付の報酬金の請求（写し1）があり、東大和市が同訴訟事務委託の成功報酬として2023年1月6日付で支払いに応じた（写し2）ものである。

確定判決となった東京高等裁判所の判決（写し3）内容は、東大和市立中央公民館長に行政手続法第4条違反があった認定、表現の自由を侵す精神的な損害を原告に与えたとして、国家賠償法第1条1項に基づき1万円の損害賠償を命じたものである。

行政にとって、表現の自由に関わる行政手続法違反があったと認定されることはその存立基盤を揺るがす事態であり、しかも国家賠償法に基づく損害賠償金支払い義務が生じたことは、額の多少に関わらず深刻、かつ重大に受け止めなければならない事案である。

上記内容の判決内容を受けて、当該弁護士に対し訴訟事務委託契約に基づくとはいえ成功報酬を漫然と支払ったことは、市民感情からしても受け入れがたいものであり、公金の不当な支払と言うべきものである。

また、当該成功報酬としての請求額も根拠に欠けるものである。

同弁護士が「報酬金」として請求した1,069,200円は、着手金（写し4・写し5）594,000円に2（一審・二審?）を乗じた額に、さらに0.9を乗じた（0.9は損害賠償額が10万円から1万円に減額された故か?）と推認される。

そもそも報酬金（成功報酬）の算出の基準が着手金と同額であるということ自体根拠のないものであり、これを前提として受け入れている市の判断も適切ではない。

一般的に民事訴訟では、訴訟による経済的利益が 300 万円以下の場合、着手金は、経済的利益の 8%（着手金の最低額は 10 万円以上）、成功報酬は経済的利益の 16% とするのが相場である。これは、（旧）日本弁護士連合会弁護士報酬基準や、第二東京弁護士会が示している目安もほぼ同様である。これと比較するに、本件着手金・報酬金は異常ともいえる高額である。

本件について、仮に適正な額を算出すると以下のようになる。着手金を多めに見積もって 30 万円としても、一審・二審で 60 万円、日当 20 万円、報酬金は 14,400 円とするのが妥当であり、合計 814,400 円となる。これに消費税分を加算しても 895,840 円である。しかるに東大和市は 2,816,000 円を支払っている。このことにより、差額 1,920,160 円は不当に失われたことになる。契約による支払なので当該弁護士に返還を求めることは困難だが、この損失額は管理者である東大和市長が補填すべきである。

これらのことを鑑みるに、支払い契約そのものに問題があり、総務部文書課は顧問契約弁護士の選定から見直し、契約内容についても適正なものにする必要がある、少なくとも弁護士との顧問契約にあたっては複数の対象者から選ぶべきであり、機械的な前年踏襲は改められなければならない。

以上

2 請求者

住所：東大和市桜が丘 1-1449-9-325

氏名：

電話：090-1884-5757

【添付書類】

写し1：2023（令和5）年9月26日 報酬金請求書（弁護士 橋本勇）

写し2：2023（令和5）年9月26日 支出命令票（中央公民館）

写し3：2023（令和5）年5月17日 東京高等裁判所判決

写し4：2022（令和4）年2月25日 着手金請求書（弁護士 橋本勇）

写し5 : 2023 (令和 5) 年 5 月 15 日 着手金請求書 (弁護士 橋本勇)